

令和7年度 森林整備地域活動支援交付金事業内容の概要一覧表（山梨県 森林整備課作成）

- ・ 支援対象は市町村と締結する協定期間内の地域活動のみ（ただし市町村が事業主体の場合を除く）
- ・ 交付額は交付単価を上限として、実費払い
- ・ 負担割合は、上限において1/2を国が、残りを県と市町村が半分ずつ
- ・ 「森林経営計画作成促進」では、不在村森林所有者を対象とした現地立会いや実施者が不在村森林所有者への訪問などの活動に加算措置がある
- ・ 「森林経営計画作成促進」では、森林経営計画が終了した森林又は現行森林経営計画の最終年度の森林も（過去に支援交付金を受けていたことに関わらず）、対象森林となる
- ・ 「経営委託」と「共同計画等」の区分は次のとおり
 - 「経営委託」・・・森林経営計画作成のために森林経営委託契約を締結した森林であって、計画期間内に間伐を実施するもの
 - 「共同計画等」・・・「経営委託」以外の森林であって、森林経営計画を作成するもの
- ・ 境界の確認や測量を支援する「森林境界の明確化」は、単独の地域活動として実施可能であり、また「森林経営計画作成促進」の地域活動と同時に実施することも可能（ただし、同一の協定に基づく場合に限る）
- ・ 「森林境界の明確化」では、不在村森林所有者の現地立会に加算措置がある
- ・ 性能の高い機器を用いて森林境界の測量を実施する場合に加算措置がある
- ・ リモセンを活用して森林境界の測量を実施する場合に加算措置がある
- ・ 航空レーザ計測データ等を用いて境界推測図を作成し地元精通者の確認を行った場合には、「森林境界案の作成」の地域活動の対象として積算基礎森林面積に含めることができる
- ・ 「森林の所有者探索」では、所有者が不明な森林のうち、戸籍や住民票、課税情報等の公的書類を活用して所有者の探索・確認を実施した森林面積を積算基礎森林面積に含めることができる
- ・ 森林経営計画作成・森林境界明確化に向けた条件整備
 - 「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」と同時実施し、協定対象森林内に存する路網及び対象森林に到達するまでの路網の簡易な改良活動を支援（木製の横断溝、土留、洗い越し、砂利補充等）
- ・ 各地域活動の積算基礎森林は、森林経営計画作成の合意が得られなかった森林も地域活動により得た情報を市町村に提

供・保存することで積算基礎森林に含めることができる

・詳細については、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（国）を参照

	(1) 森林経営計画作成促進	(2) 森林境界の明確化	(3) 森林所有者の探索	(4) 森林経営計画作成・森林境界明確化に向けた条件整備
対象森林	森林経営計画の対象とされていない森林 森林経営計画期間が終了した森林 現行森林経営計画の最終年度である森林又はその前年度である森林 ※ 次の森林は対象外 ・市町村有林 ・他の事業により現地調査等が既に実施された森林	地域森林計画の対象とする森林であって、境界が不明瞭な森林 ※ 次の森林は対象外 ・市町村有林 ・既に境界が明瞭な森林 地籍調査が行われた森林については、原則認められないが、当該調査から相当の期間が経過しており、境界杭が確認できない等の相当理由がある場合は実施可能。	交付金による「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」（過去に実施した事業を含む。）の活動等を実施した結果、林地台帳、森林簿、登記簿から所有者が確認できなかった森林	「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の協定を締結した森林 ただし、「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」の協定に基づき地域活動を実施する対象森林に到達するまでの作業路網であれば、対象森林外であっても対象となる（これのみは不可）
積算基礎森林	森林経営計画作成の合意が得られた森林 もしくは、合意が得られずとも、現況調査等を行って、その成果を市町村に提供する森林 ただし、経営委託の区分の場合は、併せて間伐実施の合意も必要 不在村森林所有者に対する加算措置の適用を受ける場合は、対象行為を実施した不在村森林所有者の所有する	「森林境界の明確化」の行為が実施された森林	「森林所有者の探索」の行為が実施された森林	「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の協定を締結した森林のうち、それぞれの積算基礎森林とした森林面積

	森林に限る			
対象活動	○森林情報の収集 (森林簿、計画図、登記簿等の書類や現地踏査による森林情報の収集) ○森林調査 (施業予定森林で行う立木調査、路網の線形調査等) ○合意形成活動 (説明会、戸別訪問、計画案の作成、森林経営委託契約の締結等の合意取付に必要な活動) ○不在村森林所有者への合意形成活動	○情報の収集 (森林簿、森林計画図、登記簿等の書類や、リモートセンシング(以下「リモセン」という。)データによる、森林所有者、境界の状況などの境界の測量に必要な情報の収集) ○森林境界の明確化 (境界が不明瞭な森林で行う境界の測量(現地測量又はリモセンデータ等を活用した測量)、合意形成活動) ○不在村森林所有者の現地立会 (上記と併せて実施) ○森林境界案の作成 (リモセンデータ等を活用した境界推測図の作成及び地元精通者の確認)	○森林所有者の探索 (戸籍、住民票、課税情報等の公的書類を活用して行う所有者の探索・確認)	○作業路網の改良活動 (既存の作業道等の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝、土留等)
交付単価上	共同計画等による場合 8,000円/ha 22,000円/ha (不在村者へ)	森林境界の測量を行った森林 45,000円/ha 55,000円/ha (精度向	5,000円/ha	40,000円/ha

限	働きかけ加算) (8,000+14,000) 経営委託による場合 38,000円/ha 52,000円/ha (不在村者へ働きかけ加算) (38,000+14,000) 間伐促進による場合 30,000円/ha	上加算) (45,000+10,000) 58,000円/ha (不在村者立会加算) (45,000+13,000) 62,000円/ha (リモセンを活用加算) (45,000+17,000) 森林境界案の作成 40,000円/ha		
実施状況報告	交付対象者は、実施状況について市町村長に報告 交付対象者は、協定書、同意書、出役簿、作業日誌、写真、経費に係る証拠書類、金銭出納帳簿等を整備して交付金の交付完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておく	同左	同左	同左
確認方法	実施結果報告書に基づき、市町村職員が原則として書類審査を行うことで実施	同左	同左	実施状況報告書に基づき、市町村職員が書類審査及び現地確認を行うことで実施

備考	ア) 交付対象者の申出により協定が廃止された場合は交付金を返還 ただし、公用又は公共用を目的に転用された場合、対象森林の森林所有者等が変更された場合、交付対象者が死亡した場合、自然災害等交付対象者の責に帰さない理由により地域活動が実施できなくなった場合を除く（※）。 イ) 実施結果報告書提出の翌年度までに森林経営計画を策定しなかった場合は交付金を返還 ただし、自然災害等交付対象者の責に帰さない理由による場合は除く（※）。 ウ) 経営委託の区分の交付単価が適用された森林について、森林経営計画の期間内に間伐が実施されなかった場合は当該森林について交付した交付金を返還 ただし、自然災害等交付対象者の責に帰さない理由による場合は除く（※）。 ※ 免責の適用を受けるためには、事由が生じた時点で速やかに交付対象者から市町村へ書面により返還免除の申請をする必要がある エ) 得られた成果は、市町村において	ア) (1) ア) に同じ イ) 得られた成果は、市町村において林地台帳に反映する ウ) 森林境界案を作成した次年度を始期として、2年以内に合意形成活動の実施を実施する必要がある。	ア) (1) ア) に同じ イ) 得られた成果は、市町村において林地台帳に反映する。	ア) (1) (2) (3) の協定に基づく地域活動を協定期間中に実施しなかった場合は交付金を返還 イ) (1) (2) (3) の協定が交付対象者の申出により協定が廃止された場合は交付金を返還 内容は、(1) ア)、(2) ア) に同じ ウ) 積算基礎森林が減少し、協定が変更された場合、減少した積算基礎森林について交付した交付金を返還 エ) 森林経営計画又は特定間伐等促進計画の認定の取消しを受けた場合は対象森林について交付した交付金を返還 オ) 協定期間終了後に協定に係る森林経営計画又は特定間伐等促進計画の認定が取り消された場合、又は各計画期間内において積算基礎森林が減少した場合は対象森林について交付した交付金を返還 ただしウ)、エ)、オ) の積算
----	--	---	--	--

	林地台帳に反映する			基礎森林の面積減少や各計画の取消しが公用又は公共を目的とした転用による場合を除く。
--	-----------	--	--	---